

2003年2月18日

東京外国為替市場委員会第60回会合議事録

開催日時	2002年1月29日13:00～16:15
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	荻野 哲司(東京三菱銀行)
副 議 長	小林 和成(ステート・ストリート銀行)
副 議 長	加島 章雄(みずほコーポレート銀行)
書 記	川添 敬 (日本銀行)
参加委員数	17名(別紙)

委員退任の件

荻野議長(東京三菱銀行)より、金上委員(三菱信託銀行)が辞任する意向を表明したことが報告されました。

各小委員会活動報告

各小委員会より、活動状況について以下の通り報告がありました。

(1) 広報小委員会

神田小委員長(ロイター・ジャパン)より、香港市場委員会からウェブサイト相互リンクの申し出があり(先方は既に当市場委ウェブサイトリンク済み)、技術的な面についても問題がないことから小委員会として受け入れたい意向であるとの報告があり、承認されました。

(2) 市場調査小委員会

加島小委員長(みずほコーポレート銀行)より、12月20日の小委員会会合につき、以下の報告がありました。

- 1) 中田オブザーバー(日本銀行)から、2001年BIS外為サーベイに基づく東京

外為市場の分析が報告され、東京市場のシェアは、為替スワップ取引の増加により低下に歯止めがかかっているものの、低下のトレンド自体には変化がないこと、インターバンク取引における外資系金融機関のシェアが拡大していること（1998年 53.6% 2001年 71.1%）、東京市場低迷の要因として、日本経済の低迷、高コスト、言語、運用先としての魅力の低下が挙げられること、等が指摘された。

- 2) こうした分析を受けて、小委員会では、東京市場の取引時点をベースとしたMSCIのようなインデックスの採用、長期的戦略として人民元/円市場を東京で発展させる方法、短期的戦略としてユーロ円以外のクロス円市場を発展させる試み、東京市場における Currency Overlay 取引の動向の調査、等の改善策について掘り下げた検討を行う必要があるとの意見が表明された。

この上で、今後東京市場の活性化について議論していく上で必要となる、他競合市場との比較データ（取引高推移、ポジション規制、物価水準、税制・税率、各種コスト、株式等他プロダクツ市場の実態等）について、各小委員会メンバーが分担して調査中であることが報告されました。また、次回小委員会は2月12日に開催され、大倉元市場委員会副議長から個人為替取引の実態について聴取する予定である旨、報告がありました。

### (3) NDF 小委員会

稲村小委員長（シティバンク）より、以下の報告がありました。

- 1) NDF コンファメーションに関するアンケートについて
- ・ 12月中旬に国内邦銀・外銀 38 行に送付。同時期、当市場委員会ウェブサイト、FX クラブウェブサイトに掲載。
  - ・ 海外については、アンケート実施の背景・主旨を説明したレターを、シンガポール、香港、韓国各市場委員会に送付。香港市場委員会からは、アンケート及び東京市場委員会が推奨するコンファメーションの送付依頼を内容とする e-mail を受領し、これに対しアンケート及びコンファメーションの現時点でのドラフトを返送して対応。
  - ・ 現在、14 行（37%）から回答あり。
- 2) NY 市場委員会の動向について
- ・ 1月中旬、NY 市場委員会より、アルゼンチン危機を教訓に Asian NDF Template 作成のための Global Task Force Project を立ち上げたこと、及び当委員会含む各国市場委員会への参加要請を内容とする e-mail を受領。
  - ・ 同時に、NY 市場委員会作成の "Master Agreement Addendum for Non-deliverable Forwards" を受領。NY 市場委員会は、NDF 取引についての条項を ISDA、IFEMA のマスターに追加することにより、従来の NDF コンフ

アメーションの相互通知を廃止し、より信頼性の高い Electronic Confirmation への移行を模索。

- ・当方の対応としては、Global Task Force Project に関しては、議長と相談の結果、稲村小委員長が代表として対応することを NY に告知。現在、NDF 小委員会から副代表の参加可否を確認中。

また今後の活動として、回収された国内分アンケートの内容の検討、NY 市場委員会の動向を受けた海外向けアンケートの内容見直し等が予定されている旨、報告がありました。この上で、上記の NDF Global Task Force に小委員会として参加し、当市場委員会に随時報告がなされることについて、承認がされました。

#### (4) CLS 小委員会

市川小委員長（みずほ銀行）より、Code of Conduct 記載案（第 21 条「資金受渡し方法」）に関し、小委員会としての合意に達したことについて、報告がありました。

#### Code of Conduct 改訂（集中討議）

中島 Code of Conduct 小委員長（スタンダード・チャータード銀行）より、最終改訂版 Code of Conduct のドラフトの読み合わせについての論点整理が行われ、討議の結果、以下の各点について合意を得ました。

- 1) 管理者と監督者の定義については、前者を、組織を統括する責任者（「部門長」、「部長」等）とし、後者を、管理者のもとで業務遂行にあたる責任者（「グループ長」、「課長」等）とする。
- 2) 第 15 条（「薬物、アルコールの濫用」）については、我が国の実情に即し、薬物・アルコールの「摂取」にかかる問題に対して管理者に求められる行動や、薬物・アルコールの摂取によって実際に正常な判断ができない者に対する措置について規定することとする。
- 3) 第 16 条（「マネー・ローンダリング及び本人確認」）については、マネー・ローンダリングの防止のために採るべき措置に焦点を当て、各国当局の取り組み及び情報届け出制度の変遷に関する説明は省略する。
- 4) 第 17 条（「市場の取引開始時間、取引終了時間」）については、現在の慣例と、当事者間で別途の定めができることを明らかにする書き振りとする。
- 5) 第 21 条（「資金受渡し方法」）については、「ブローカーへの CLS 決済情報の提供が円滑に行われていない現状では、ブローカーが取引当事者に対する情報提供について、十分に責任を果たせる状況にないことを認識すべき」との議論があった旨、報告があった。これを踏まえ、受け渡し方法の確認は当事者間で行うとの原則の下、例外的にブローカーがその確認を行う IB 取引においても、ブローカーに過度の負担を押し付けることを防止する趣旨が明らかになるように文言を工夫することとした。

6) CLS 決済取引に関する留意点を「付記」として掲載することとする。内容は、決済方法に関する留意点（CLS 参加行によるベストプラクティスの認識、取引相手及び仲介業者からの決済方法〔CLS、非 CLS〕の照会に対し銀行等が速やかに回答すべきこと等）、電子ブローカー取引における留意点（電子ブローキングシステムに登録した決済情報の CLS 参加に合わせた更改の必要性）、流動性管理（日中流動性確保に関する、緊急時を含めた的確な対応の必要性）、コンティンジェンシープラン等を網羅するものとする。

なお、付録 2 . . (a) に掲げられた Dealing 機器による取引の例示については、「フロントによるコンファメーションを必要としている先と、フロントのコンファーム内容に拘わらず、バック同士のコンファメーションを行いそちらを優先させる先の、どちらを主流ともしがたい現状に鑑み、従来の表現のままとする」ことが確認されました。

以上の合意を前提に、細部については Code of Conduct 小委員会に一任し、3 月の本会合にて最終改訂版の内容が承認されることとなりました。

以 上

東京外国為替市場委員会委員名簿(1月29日現在)

<委員>

議長	荻野 哲司	(東京三菱銀行)
副議長	加島 章雄	(みずほコーポレート銀行)
副議長	小林 和成	(ステート・ストリート銀行)
書記	川添 敬	(日本銀行)
運営小委員長	加藤 博光	(野村証券)
広報小委員長	神田 紀昭	(QIター・ジャパン)
教育小委員長	今井 雅人	(UFJ銀行)
法律問題小委員長	金上 孝	(三菱信託銀行)
Eコマース小委員長	野手 弘一	(三井住友銀行)
CLS小委員長	市川 亨	(みずほ銀行)
NDF/CFD小委員長	稲村 秀彦	(シティバンク)
Code of Conduct小委員長	中島 尚彦	(スタンダードチャーター銀行)
	花生 浩介	(ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド)
	梨本 忠彦	(ハークレイズ銀行)
	竹川 雅祥	(メルリリンチ日本証券)
	石川 栄一	(イービー・エス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	伊藤 一雄	(トウキョウフォレックス上田ハロー)
	小田 克彦	(みずほコーポレート銀行)

<オブザーバー>

野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
中田 勝紀	(日本銀行)
居村 元	(東京三菱銀行)
竹中 浩一	(みずほコーポレート銀行)

(注) 敬称略(順不同)。 は今回出席。